

日本大腸検査学会北海道支部会則

第1章 総 則

第1条（設置、名称） 北海道支部は日本大腸検査学会会則第3条の定めに基づき設置する。

日本大腸検査学会北海道支部（The Japan Society of Colon Examination-Hokkaido Branch, JSCE-H）と称する。以下、支部と称する。

第2条（事務局） 支部事務局は支部長の指示する施設におく。

第2章 目的および事業

第3条（目的） 支部は、大腸検査法研究会の業績を継承、大腸検査を基礎としつつ関連事項も包括した基礎的ならびに臨床的研究の促進・発展を通じて、社会の福祉に貢献することを目的とする。

第4条（事業） 支部は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 支部例会/講演会/セミナー等の開催
- (2) 研修医、若手医師の教育・研修およびコ・メディカルとの情報交換と親睦
- (3) その他、本会の目的を達成するために必要な事業

第3章 会 員

第5条（支部会員、種別） 支部の会員は、次のとおりとする。

- (1) 支部正会員 支部の目的に賛同し支部年会費を納入したものとする。
- (2) 支部には名誉支部長、名誉会員、特別会員および顧問をおくことができる。名誉支部長、名誉会員、特別会員および顧問の選定は別に定める施行細則^(1号)による。名誉支部長、名誉会員、特別会員および顧問は評議員会に出席し、意見を述べることができる。ただし、議決権はない。
- (3) 施設/部門会員 本会の目的に賛同する医療・保健施設または部門とする。
- (4) 賛助会員 本会の目的に賛同し、かつ事業を維持するための助成金を納める法人、団体または個人とする

第6条（入会） 入会は医師以外は会員医師の推薦を得て、所定の入会申込書を会費とともに支部に提出する。

第7条（会費） 会員は、別に定める細則^(2号)により会費を納入しなければならない。

第8条（資格の喪失） 会員は、次の事由によって資格を喪失する。

- (1) 退会したとき
- (2) 死亡したとき
- (3) 本会登録資格を失ったとき
- (4) 除名されたとき（連絡なしに支部会費を3年間滞納した場合等）

第9条（支部会員退会） 支部正会員が退会しようとするときは、理由を付して退会届を支部に届け出なければならない。

第10条（除名） 支部会員が次の各号の一に該当するときは、支部幹事会の決議を経て支部長が除名することができる。

- (1) 支部の名誉を傷つけ又はこの本会の目的に反する行為のあったとき
- (2) 支部の会員としての義務に違反したとき
- (3) 特別の理由なく会費を3年以上滞納したとき

第11条（会費不返済） 既納の会費はいかなる理由があってもこれを返還しない。

第4章 役員等

第12条 支部には次の役員および評議員をおく

- (1) 支部長 1名
- (2) 支部例会会長 1名
- (3) 支部幹事 若干名（幹事の中から事務局長1名をおくことができる）
- (4) 支部監事 1-2名
- (5) 支部評議員 若干名

第13条（役員および評議員の選任）

- (1) 支部長は幹事会において選任される。ただし、支部設立時支部長は日本大腸検査学会理事会の議を経て理事長が推薦する。
- (2) 支部例会会長は幹事会において会員の中から推薦され、評議員会および支部総会の承認を経て選任される。
- (3) 幹事は評議員の中から選出し支部長が委嘱する。
- (4) 監事は評議員会で評議員の中から選任され総会の承認を受ける。
- (5) 評議員は別に定める細則^(3号)に従って幹事会が決定し、評議員会の承認をえて支部長が委嘱する。
ただし、支部設立時評議員は会員の中から支部長が委嘱する。

第14条（役員、評議員の職務）

- (1) 支部長は支部を代表し、会務を総理する。
- (2) 支部例会会長は本会の学術集会および定例支部総会を主宰し、定例支部評議員会の議長となる。
- (3) 支部幹事は支部幹事会を組織し支部の運営に関する事項を処理する（事務局長は支部長会務を補佐する）。
- (4) 支部評議員は支部長および支部幹事を補佐する。
- (5) 支部監事は本会の収支決算および予算の施行を監査する。

第15条（役員および評議員の任期等）

- (1) 支部例会会長の任期は1年とする。
- (2) 支部長、支部幹事（事務局長）の任期は2年とし、再任を妨げない。
- (3) 支部監事の任期は2年とし、再任を妨げない。
- (4) 支部評議員の任期は2年とし、再任を妨げない。

第5章 会 議

第16条（種別） 本会の会議は、支部総会、支部幹事会、および支部評議員会とし、支部総会は定例支部総会および臨時支部総会、支部幹事会は定幹事会および臨時幹事会、支部評議員会は定例支部評議員会および臨時支部評議員会とする。

第 17 条（構成）

- (1) 総会は支部正会員をもって構成する。
- (2) 幹事会は、支部長、支部幹事（事務局長）、支部監事および支部例会会長をもって構成する。
- (3) 支部評議員会はすべての支部役員及び支部評議員をもって構成する。

第 18 条（権能）

- (1) 支部総会は次の事項を議決する。
 - ① 事業計画および収支予算
 - ② 事業報告および収支決算
 - ③ その他本会の運営に関する重要事項
- (2) 支部幹事会は次の事項を議決する。
 - ① 総会の議決した事項の執行に関すること
 - ② 総会に付議すべき事項
 - ③ その他、総会の議決を要しない会務の執行に関する事項
- (3) 支部評議員会は幹事会又は総会から付議された重要事項を議決する。

第 19 条（開催）

- (1) 定例支部総会、定例支部幹事会および定例支部評議員会は年 1 回開催する。
- (2) 臨時支部総会、臨時支部幹事会、臨時支部評議員は支部長が必要と認めた場合、または、支部幹事の 2 分の 1 の要請があった時開催する。

第 20 条（招集）

- (1) 会議は支部長が招集する。
- (2) 会議を招集する場合には、構成員に対し会議の目的たる事項、日時および場所を記載した文書をメール配信または書面をもって、少なくとも開会の 7 日以前に通知しなければならない。

第 21 条（議長）

- (1) 定例支部総会の議長は支部長とし、庶務担当幹事または事務局長がこれを補佐し、臨時支部総会の議長は会議の都度、出席会員の中から選任する。
- (2) 定例支部幹事会、臨時支部幹事会の議長は支部長とし、庶務担当幹事または事務局長がこれを補佐する。
- (3) 定例支部評議員会の議長は支部長とし、庶務担当幹事または事務局長がこれを補佐する。臨時支部評議員会の議長は、会議の都度出席評議員の中から選任する。

第 22 条（議決）

- (1) 支部総会の議事は、出席会員の過半数をもって決する。
- (2) 支部幹事会の議事は、出席幹事の過半数をもって決する。
- (3) 支部評議員会の議事は、出席評議員の過半数をもって決する。
- (4) 可否同数のときは、議長がこれを決する。
- (5) 諸会議の議決事項は、これを会員に公示するもとする。

第 23 条（議事録）

- (1) 議長は議事、議決およびその経過について議事録を作成し、事務局はこれを永久に保管しなけれ

ばならない。

- (2) 議事録には議長の指名する議事録署名人 1 名の署名押印を要する。
- (3) 支部会員は、支部長の承認を得て、議事録を閲覧することができる。

第 6 章 各種委員会

第 24 条

- (1) 支部の事業の運営および発展のために、各種の委員会をおくことができる。
- (2) 委員会の設置および廃止は支部幹事会の議決によって行う。
- (3) 委員会の委員長および委員は、支部幹事会の議を経て、支部長が委嘱する。

第 7 章 会計

第 25 条（会計） 事業遂行に要する費用は下記の収入をもってこれに充てる。

- (1) 会費
- (2) 寄付金品
- (3) 例会等事業に伴う収入
- (4) 資産から生ずる収入
- (5) その他の収入

第 26 条（予算および決算）

収支決算は支部監事の監査を受け、支部幹事会および支部評議員会の議決を経たうえ、支部総会の承認をうけるものとする。但し、支部総会の日まで前年度の予算を基準として執行する。

第 27 条（会計年度） 支部の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

第 8 章 会則の変更および解散

第 28 条（会則の変更） 支部の会則は、支部幹事会、支部評議員会の承認を受けて変更することができる。

第 29 条（解散及び残余財産の処分）

- (1) 支部は支部幹事会、支部評議員会の議を経て、支部総会において、支部正会員の 2 分の 1 以上の同意を得て解散することができる。
- (2) 解散にともなう残余財産は支部幹事会、支部評議員会の議を経て、支部総会の承認を受け、本会の目的に類似の目的を持つ他の団体に寄付するものとする。

第 9 章 補 則

第 30 条（細則） この会の施行に必要な細則は、支部幹事会および支部評議員会の議を経て、別に定める。

1. 支部会則は平成 29 年 4 月 1 日より施行する.

日本大腸検査学会北海道支部細則

第 1 号 名誉支部会員、特別支部会員選任規定

- 第 1 条 名誉支部長、名誉支部会員（支部例会会長経験者）、特別支部会員、支部顧問は支部に多大な貢献をしたものの中から支部長の推薦に基づき置くことができる.

第 2 号 会費

- 第 1 条（支部正会員） 支部正会員の会費は、医師年額 2,000 円、コ・メディカル年額 1,000 円とする。
ただし、本学会正会員は財政事情から当面、年額 1,000 円とする.
- 第 2 条（施設/部門、賛助会員） 施設/部門会員の会費は、年額 5,000 円（1 口）以上、賛助会員のそれは 20,000 円（1 口）以上とする.
- 第 3 条（納入期限、他） 会費は会計年度の上半期（9 月末日）までに納入するものとする. 分割して納入することはできない.
- 第 4 条（変更） この規定は支部幹事会および支部評議員会の議決により変更することができる.

第 3 号 支部評議員選任規則

- 第 1 条 支部幹事は支部評議員候補を推薦することができる. 支部評議員候補者は日本大腸検査学会正会員、支部正会員とする.
- 第 2 条 推薦に関しては支部例会開催の 3 か月前までに所定の様式により事務局（支部長あて）に提出する. 支部幹事会の審査を経て支部評議員会の承認を得、支部長が委嘱する.

第 4 号 発表演者

- 第 1 条 支部例会発表演者並びに共同演者は日本大腸検査学会正会員、支部正会員、施設/部門会員、賛助会員に属するものとする.